

令和2年10月28日

保護者様

岡山県立倉敷天城中学校・高等学校長

インフルエンザに係る治癒証明書の取り扱いの変更について

平素は、本校教育につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。さて、本校では現在、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ）に罹患し、出席停止となった場合、再登校に当たっては、原則として医師が作成する治癒証明書を取得し、学校へ提出していただくこととなっております。

このたび、岡山県の通知により、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のため医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク、及び保護者の皆様のご負担等を考慮し、治癒証明書の取り扱いを次のとおり変更いたします。

ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて

再登校に当たっては原則として、治癒証明書の学校への提出は不要です。その代替として、保護者の方が罹患報告書にご記入いただき、再登校の際、必ず学校へご提出ください。罹患報告書は、本校のホームページからダウンロードが可能です。ダウンロードが難しい場合は、担任へご連絡ください。

2 その他の感染症に係る治癒証明書の取扱いについて

学校保健安全法施行規則第18条に規定するインフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書の取扱いについては従前どおりとし、原則として、医師が作成する治癒証明書を学校へご提出ください。治癒証明書も、従前どおり、本校ホームページからダウンロードが可能です。